

長野市に死亡届を提出された方へ

このたびは、ご遺族の皆様にご哀悼の意を表するとともに心からご冥福をお祈りいたします。

届出にあたり、お手続き等のご案内を記載していますので、ご確認と必要なお手続きをお願いします。

1 火葬について

火葬場所	チェック	手続きの内容	◎提出物・○持ち物	お問い合わせ先
長野市斎場（大峰・松代・犀峡）で火葬		火葬日当日は「斎場利用／埋・火葬許可証」と「火葬簿」及び利用料を斎場へ持参してください。火葬後に「埋・火葬許可証」が返却されますので、納骨の際に墓地管理者に提出してください。	◎斎場利用／埋・火葬許可証 ◎火葬簿 ○利用料	松代斎場 大峰斎場 278-6600 犀峡斎場 262-2213（(有)アクアテック）
上記以外の斎場で火葬		火葬前日までに、火葬場を管理する市区町村役場に「埋・火葬許可証」を提出してください。申請者の印と火葬場の使用料をお持ちください。	◎埋・火葬許可証 ○申請者の印 ○火葬場使用料	各市区町村

2 死亡届の提出に伴う主な手続き

区分	亡くなられた方が・・・	チェック	手続きの内容・ご案内	◎提出物・○持ち物	お問い合わせ先
一般的な手続き	印鑑登録していた。		印鑑登録は消除されますので、印鑑手帳をお返してください。	○印鑑手帳	市民窓口課 第一庁舎 2階 224-7238
	住民基本台帳カードを持っていた。		返納を希望する場合は、返納手続きをしてください。	◎住民基本台帳カード届出書 ○住基カード	市民窓口課 第一庁舎 2階 224-7949
	通知カード又はマイナンバーカードを持っていた。		相続等の手続きにマイナンバーが必要になることがあります。相続等の手続きが終わりましたら、返納してください。 なお、マイナンバーカードを使用したコンビニ交付サービスはご利用になれません。	◎通知カード返納届/個人番号カード返納届 ○通知カード又はマイナンバーカード	市民窓口課 第一庁舎 2階 224-8380
	おでかけパスポート及びくるるカードを持っていた。		くるる取扱窓口（定期券に係る手続き以外は市民窓口課でも対応可）で解約手続きをしてください。（事前にくるるカードセンターにご相談ください。）	◎おでかけパスポート/くるるカード ○①公的身分証明書（運転免許証等） ○②代理人（家族）が手続きをする場合は、①に加え代理人の公的身分証明書	くるるカードセンター トイゴSBC 2階 232-0966 ○営業時間 10:00～18:30 ○定休日 毎月第2月曜日
保険	国民健康保険に加入していた。		葬祭費（5万円）の支給申請手続きをしてください。（時効：葬祭日の翌日から2年） 被保険者証をお返してください。 亡くなられた方名義の口座から、国民健康保険料の口座振替をおこなっていた場合は、口座振替を停止しますので国民健康保険課収納担当へご連絡ください。	◎葬祭費支給申請書 ◎国民健康保険送付先変更申請書 ○国民健康保険被保険者証 ○喪主の通帳	国民健康保険課 第一庁舎 2階 給付担当 224-7225 収納担当 224-7260 賦課担当 224-5025
	後期高齢者医療保険に加入していた。		葬祭費（5万円）の支給申請手続きをしてください。（時効：葬祭日の翌日から2年） 被保険者証をお返してください。 誓約書兼還付金及び給付費振込口座届（医療給付金の振込口座を変更する届）を提出してください。 亡くなられた方と相続人の住所が異なる場合は、送付先変更申請書を提出してください。	◎葬祭費支給申請書 ◎誓約書兼還付金及び給付費振込口座届 ◎後期高齢者医療制度送付先変更届書 ○後期高齢者医療被保険者証 ○喪主の通帳 ○相続人の通帳 ○印鑑（委任状記入の場合）	高齢者活躍支援課 第二庁舎 1階 224-8767
	介護保険被保険者証を持っていた。		被保険者証をお返してください。 誓約書兼還付金及び給付費振込口座届を提出してください。	○介護保険被保険者証 ◎誓約書兼還付金及び給付費振込口座届	介護保険課 第二庁舎 1階 賦課収納担当 224-7991 給付担当 224-7871

区分	亡くなられた方が・・・	チェック	手続きの内容・ご案内	◎提出物・○持ち物	お問い合わせ先	
公的年金	国民年金のみを受給（加入）していた。		国民年金のみを受給（加入）していた場合は、国民年金室又は各支所でお手続きできますので、お申し出ください。（年金事務所でもお手続きできます。）	年金事務所、市役所国民年金室または各支所にてお問い合わせください。	長野南年金事務所 227-1284 長野北年金事務所 244-4100 市役所国民年金室 第一庁舎2階 224-5026	
	厚生年金を受給（加入）していた。		厚生年金を受給（加入）していた場合、または国民年金と厚生年金の両方を受給（加入）していた場合は、年金事務所での手続きが必要です。詳しくは年金事務所にお問い合わせください。	年金事務所にお問い合わせください。	長野南年金事務所 227-1284 長野北年金事務所 244-4100	
	共済年金を受給（加入）していた。		共済年金のみを受給（加入）していた場合は、各共済組合でのお手続きが必要です。共済年金以外に、国民年金や厚生年金を受給（加入）していた場合には、お手続きの窓口が違ってくる場合があります。詳しくは年金事務所にお問い合わせください。	各共済組合、年金事務所にお問い合わせください。	長野南年金事務所 227-1284 長野北年金事務所 244-4100 各共済組合	
福祉・手当	福祉医療費受給者証を持っていた。		受給者証をお返しく下さい。 誓約書（給付金の振込先口座を変更する届）を提出してください。	○受給者証 ◎誓約書 ○相続人の通帳	福祉政策課 第二庁舎2階 224-7829	
	児童手当を受給していた。		新たに児童を養育する方の新規請求が必要です。原則、請求日の翌月から支給となりますが、死亡日が月末等の場合は死亡日の翌日から15日以内に請求してください。また、死亡月までの手当のうち、未支給のものがある場合には、対象児童の口座への支給となります。	◎児童手当認定請求書 ○新たな受給者の通帳・健康保険証 ◎未支払児童手当請求書 ○児童名義の普通口座の通帳	子育て支援課 第二庁舎2階 224-5031	
	児童扶養手当を受給していた。		担当課にお問い合わせの上、届出書を提出してください。 （子育て支援課、篠ノ井・松代・若穂・川中島・更北・七国会・信更・豊野・戸隠・鬼無里・大岡・信州新町・中条支所のみ）	◎児童扶養手当受給者死亡・未支払手当請求書 ○児童扶養手当証書 ※担当課にお問い合わせください。	子育て支援課 第二庁舎2階 224-5031	
	18歳未満の児童の父又は母である。		【児童扶養手当】	母子・父子家庭で18歳（障害児は20歳未満）までの児童を養育している父又は母に支給されるものです。受給要件がありますので、子育て支援課にお問い合わせください。 （子育て支援課、篠ノ井・松代・若穂・川中島・更北・七国会・信更・豊野・戸隠・鬼無里・大岡・信州新町・中条支所のみ）	◎児童扶養手当認定請求書 ※担当課にお問い合わせください。	子育て支援課 第二庁舎2階 224-5031
			【福祉医療制度】	母子又は父子家庭の場合、18歳（高校在学中は20歳まで延長可）未満の児童と、その児童を養育している母又は父が医療費の支給対象となります。新たに対象となる母子又は父子の新規申請と、すでに受給者証を持っている中学3年生までの子の資格変更の届け出が必要となります。	◎福祉医療費給付金受給資格者証交付申請書 ○戸籍謄本 ○保険証 ○通帳 ○マイナンバーカード等 ○本人確認書類	福祉政策課 第二庁舎2階 224-7829
	障害者手帳（身体、知的、精神）を持っていた。		手帳をお持ちになり、返還届を提出してください。	◎返還届 ○障害者手帳（身体、知的、精神）	障害福祉課 第二庁舎1階 224-5030	
	障害福祉サービスの受給者証を持っていた。		受給者証をお返しく下さい。	○受給者証		
	特別障害者手当、障害児福祉手当、特別児童扶養手当を受給していた。		障害福祉課にお問い合わせのうえ、届出書を提出してください。 （障害福祉課、篠ノ井・松代・若穂・川中島・更北・七国会・信更・豊野・戸隠・鬼無里・大岡・信州新町・中条支所のみ）	◎資格喪失届、新規認定申請、未支払請求書 ○保護者名義の通帳		
特定医療費（指定難病）、ウィルス肝炎医療費の医療受給者証を持っていた。		医療機関・薬局等への支払い完了後、受給者証をお返しく下さい。詳しくは市保健所健康課へお問い合わせください。	担当課でご案内します。	市保健所健康課 難病精神保健担当 226-9965		

裏面もご覧ください。

区分	亡くなられた方が・・・	チェック	手続きの内容・ご案内	◎提出物・○持ち物	お問い合わせ先
税	年金や給与などの収入があり、市民税・県民税が課税されていた。		相続人代表者指定（変更）届書を提出してください。市民税・県民税は、前年中の所得（年金や給与等）に応じて1月1日現在の居住実態に基づき課税されます。本人が亡くなられた場合、納税義務は相続人に承継されます。	◎相続人代表者指定（変更）届書	市民税課 第一庁舎3階 224-5017
	固定資産（土地・家屋・償却資産）を所有していた。		相続人代表者届出書兼現所有者申告書を提出してください。 相続登記の手続きが完了するまで、固定資産税の納税通知書は、相続人代表者に送付いたします。 また、登記簿の変更や振替口座の変更は、別に必要です。	◎相続人代表者届出書兼現所有者申告書	資産税課 第一庁舎3階 224-5018
	未登記家屋を所有していた。		相続する方が決まりましたら、未登記家屋所有者変更届を提出してください。	◎未登記家屋所有者変更届 ※相続の場合は遺産分割協議書など。詳しくは担当課にお問い合わせください。	資産税課 第一庁舎3階 224-5018
	登記している土地・家屋を所有していた。		相続に伴う所有権移転登記を申請してください。 「法定相続情報証明制度」が利用できます。この制度を利用すれば、相続手続きで何度も戸籍等を提出する必要がなくなります。手続きについては、長野地方法務局にお問い合わせください。 資産税課では、登記手続きに必要な通知を発行します。		資産税課 第一庁舎3階 224-5018 長野地方法務局 235-6611
	原動付自転車(125cc以下)・小型特殊自動車を所有していた。		引き続き使用する場合は所有者の名義変更、使用しない場合は廃車手続きを行ってください。 名義変更又は廃車手続きを行わないと毎年4月1日現在の所有者に課税されます。 所有者の名義変更手続：市民税課、篠ノ井・松代・若穂・川中島・更北・七二会・信更・豊野・戸隠・鬼無里・大岡・信州新町・中条支所のみ 廃車手続のみ：全支所	◎軽自動車税（種別割）変更申告書（所有者変更の場合） ◎軽自動車税（種別割）廃車申告書兼標識返納書 ○標識 ○本人確認書類	市民税課 第一庁舎3階 224-5017
	上記以外の軽自動車(125cc超)を所有していた。		軽自動車等を引き続き使用する場合は所有者の名義変更、使用しない場合は廃車の手続きが必要です。手続きがされない限り、毎年4月1日現在の所有者に軽自動車税（種別割）が課税されます。 それぞれの届出先にお問い合わせください。 ①二輪（125cc超） 北陸信越運輸局長野運輸支局 ②軽四輪・軽三輪 軽自動車検査協会長野事務所		①北陸信越運輸局長野運輸支局 050-5540-2042 ②軽自動車協会长野事務所 050-3816-1854
亡くなられた方名義の口座から、市税の口座振替をおこなっていた。		◎長野市市税等口座振替依頼書 ○新たに口座振替を希望する口座の通帳及び届出印 ○今まで口座振替となっていた市税の、直近年度の当初納税通知書等（整理番号（8桁の数字）の記載があるもの） ◎口座振替Web申込サービス ※一部ご利用いただけない金融機関があります。ご利用方法は長野市ホームページをご確認ください。 ○新たに口座振替を希望する口座の最新記帳済の通帳 ○振替口座のキャッシュカードの暗証番号 ○今まで口座振替となっていた市税の、直近年度の当初納税通知書等（整理番号（8桁の数字）の記載があるもの）	◎長野市市税等口座振替依頼書 ○新たに口座振替を希望する口座の通帳及び届出印 ○今まで口座振替となっていた市税の、直近年度の当初納税通知書等（整理番号（8桁の数字）の記載があるもの）	収納課 第一庁舎3階 224-5019	
その他	農地・森林を所有していた。		相続により農地もしくは森林の権利を取得した場合は届出をしてください。 詳細は担当課にお問い合わせください。 ①農地については農業委員会事務局 ②森林については森林農地整備課	①農地 ◎農地法第3条の3第1項の規定による届出書 ②森林 ◎森林の土地の所有者届出書 ◎登記簿の写し（未登記の場合、相続書類等）◎土地の位置を示す図面	農業委員会事務局 第二庁舎8階 224-5060 森林農地整備課 第二庁舎7階 224-5040
	上下水道の開設をしていた。	【市営水道をお使いの場合】	既に発生している上下水道料金の精算請求及び閉栓手続き又は水道の名義人の変更手続きが必要になります。	▶上下水道 ◎上下水道料金・口座振替依頼書・自動払込受付通知書（兼口座振替解約通知書）	シーデーシー情報システム(株) 長野営業所 244-3232
		【県営水道（篠ノ井・川中島・更北地区）をお使いの場合】	長野県水道料金口座振替依頼書/自動払込利用申込書を提出してください。 下水道を使用中の場合は、別途シーデーシー情報システム(株)長野営業所への手続が必要となります。	▶県営水道【篠ノ井・川中島・更北地区】◎長野県水道料金口座振替依頼書/自動払込利用申込書 ▶下水道◎上下水道料金・口座振替依頼書・自動払込受付通知書（兼口座振替解約通知書）	▶県営水道 ヴェオリア・ジェネッツ(株) 川中島事務所 0120-971-105 ▶下水道 シーデーシー情報システム(株) 長野営業所 244-3232
	【合併浄化槽を設置されている場合】	お手続きが必要になりますので、環境保全温暖化対策課にお問い合わせください。		環境保全温暖化対策課 第二庁舎3階 224-8034	

区分	亡くなられた方が・・・	チェック	手続きの内容・ご案内	◎提出物・○持ち物	お問い合わせ先
その他	住居に緊急通報装置を設置していた。		機器の撤去作業を行います。 緊急通報装置の返還手続きをしてください。	◎緊急通報装置返還届（高齢者用）	地域包括ケア推進課 第二庁舎 1階 224-8929
	家庭ごみ処理手数料減免用ごみ指定袋の交付を受けていた。		すでに受領しているごみ指定袋等の未使用分については、生活環境課又は最寄の支所にお返しください。	○未使用のごみ指定袋	生活環境課 第二庁舎 3階 224-5035
	戸隠、鬼無里、信州新町、中条地区にお住まいでケーブルテレビに加入していた。		解約または継承の届が必要です。INC長野ケーブルテレビまでご連絡ください。		INC長野ケーブルテレビ 233-1713
	豊野、戸隠、鬼無里、大岡地区にお住まいで同報無線戸別受信機を設置していた。		居住する方がいなくなる場合は、戸別受信機を返還して頂きます。在住支所の窓口を受信機をお持ちください。	◎戸別受信機返還申請書 ○戸別受信機 ○印鑑	豊野支所 257-3131 戸隠支所 254-2323 鬼無里支所 256-3159 大岡支所 266-2121

～大切な人を亡くされた方へ～

大切な人を失った悲しみは残された人のこころやからだに様々な変化をもたらします。
不安や悩みがある場合には一人で抱え込まずに相談してみませんか？

長野市保健所健康課「こころの相談専用電話」TEL 026-227-4455（月～金曜日9:30～16:00）＊祝日を除きます。



〒380-8512
長野市大字鶴賀緑町1613番地
電話（代表）026-226-4911

開庁時間 午前8時30分 から 午後5時15分 ※土・日・祝日・年末年始（12/29から1/3）は休日

毎月第二日曜日に、市役所第一庁舎2階一部窓口を開庁しています。
（一部取り扱いできない業務がありますので詳しくは、各担当課へお問い合わせください）

長野市ホームページ <http://www.city.nagano.nagano.jp/>